

健康福祉監の設置に関する規則

(設置)

第1条 市長部局の職制に関する規則（平成15年枚方市規則第38号）第3条第1項の表に定めるもののほか、市長部局に健康福祉監を置くことがある。

(職務)

第2条 健康福祉監の職にある者の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市長及び副市長の命を受け、健康及び福祉に関する事務を掌理すること。
- (2) 健康及び福祉に関する事務の運営に常に留意し、異例と認められる事項等について市長及び副市長に報告するとともに、それらの命を受け、事務執行の調整を図ること。
- (3) 市長に対し、健康及び福祉に関する事務の執行体制、制度等について意見を具申すること。
- (4) 市長及び副市長の命を受け、健康及び福祉に関する事務について、関係機関との協議を行い、及び連絡調整を図るとともに、部間の事務執行の調整を図ること。
- (5) 市長及び副市長の命を受け、特命事項の執行に当たること。

(職務遂行における原則と責任)

第3条 健康福祉監の職にある者の職務遂行における原則と責任は、市長部局の職制に関する規則第6条の規定の例による。

(健康福祉監となる職員)

第4条 健康福祉監は、一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年枚方市条例第35号）第2条第1項の規定により採用された職員のうちから、市長が任命する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。